

齒科保健課

1. 歯科口腔保健施策について

厚生労働省では、平成元年から80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進しており、その成果として8020達成者の増加や学童期のむし歯有病者率の減少など、国民の歯及び口腔の健康状態が改善されている。

歯・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、平成23年8月には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布・施行されている。本法に基づき、平成24年7月に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）を策定し、令和6年度からは第二次基本的事項を「歯・口腔の健康づくりプラン」として開始している。【PI歯3】

（1）歯・口腔の健康づくりプランについて

歯・口腔の健康づくりプランでは、社会環境の整備に関する取組を一層推進し、口腔の健康格差の更なる縮小を目指すとともに、健康寿命の延伸や健康格差の縮小につながるよう、国民の口腔の健康の保持・増進に更に取り組んでいく。都道府県等においても、地域の状況に応じた基本的事項に基づき、引き続き歯科口腔保健施策を推進していただきたい。

なお、歯・口腔の健康づくりプランの評価のためのベースラインについては、令和6年度に実施した歯科疾患実態調査等を踏まえて、今春に議論を開始する予定としている。【PI歯3、4】

（2）歯科疾患実態調査

昨年度の歯科疾患実態調査の実施にご協力いただいた都道府県等の担当者におかれては感謝申し上げます。調査結果については、令和7年11月末に概要を、令和8年1月末に最終的な統計表を弊省ホームページにて公表を行った。なお、本調査は4年ごとに実施することとしており、次回調査は令和10年度に実施予定である。都道府県等におかれては、調査の実施に引き続きご協力いただきたい。【PI歯4】

（3）歯科口腔保健の推進に関する主な事業

① 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業（自治体）

令和7年度補正予算においては、歯科健診の機会の拡大や受診率向上の観点から、一般健診等と併せて、簡易な口腔スクリーニングの取組等を実施する地方公共団体等に対する支援に必要な経費を計上しており、都道府県、市町村及び特別区を対象としている。各地方公共団体においては、当該予算を活用いただき、歯・口腔の健康の保持・増進に取り組んでいただきたい。【PI歯4】

② 8020運動・口腔保健推進事業

「8020運動・口腔保健推進事業」において、地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患の予防や口腔機能の維持向上のために必要な事業、要介護高齢者等への対応や人材育成等の実施に対する財政支援を実施しているところ。

来年度は一部事業内容の見直しを予定しており、オーラルフレイル対策の推進の観点から、これまでの「食育推進等口腔機能維持向上事業」の一部とし

て位置付けていた取組を独立させ、「オーラルフレイル予防推進事業」として「口の機能の健常な状態」と「口の機能低下」との間にある状態であるオーラルフレイル対策をはじめとして、高齢者等の口腔機能の低下やそれを介した全身のフレイル、サルコペニア等の予防に関する活動を行う事業を新規で実施予定としている。

各都道府県におかれては、市町村へ周知いただくとともに、市町村支援に引き続き努めていただき、当該事業も活用しつつ、更なる歯科口腔保健施策を推進していただきたい。【PI 歯5】

② 歯科口腔保健支援事業

国民に対する歯科口腔保健の正しい知識の普及啓発等を目的とし、歯科口腔保健支援事業において、歯科健診に関する啓発動画等を作成し、ポータルサイト（「iiha-からだの健康、お口から-」 <https://iiha.mhlw.go.jp/>）で公開している。

都道府県等におかれては、住民への歯科口腔保健に関する啓発活動等にご活用いただきたい。【PI 歯5】

③ 歯科保健医療情報サイト

自治体等における歯科保健医療施策の取組の推進を目的とし、歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業において、好事例等を収集し、ウェブページ（「歯科保健医療情報サイト」 <https://dental-care-info.mhlw.go.jp/index.php>）で情報提供を行っている。

都道府県等におかれては、サイトを活用いただくとともに、引き続き事例の提供等にご協力いただきたい。【PI 歯6】

④ 歯周疾患検診について

健康増進事業においては、市町村が行う各種取組に対する国庫補助を実施しているが、その中で、これまで歯周疾患検診の対象となっていなかった20歳・30歳を令和6年度から対象に追加したところ。各都道府県・市町村におかれては、生涯を通じた歯科健診（検診）に向けた取組の推進として、歯周疾患検診をさらに推進していただくようお願いしたい。【PI 歯6】

また歯周病検診マニュアルについては、令和6年に見直しを行い「歯周病検診マニュアル2023」をとりまとめたところであり（令和6年5月10日付け医政発0510第14号）、新たなマニュアル及び歯科健康診査票を用いた歯周疾患検診を来年度から実施することとしている。円滑な実施に向けて、関係団体とも連携の上ご準備いただくとともに、歯科健診（検診）の推進をお願いしたい。【PI 歯7】

1 歯科口腔保健施策について

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

- 平成23年に施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」の第12条第1項において、厚生労働大臣は歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を定めることとしている。
- 歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項では、同法において規定されている国及び地方公共団体が講ずる施策について、総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定める。

国及び地方公共団体が講ずる施策（第7～11条）

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

参考）歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）
（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

- ◆ 平成24年7月に、歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的事項として、平成24年から平成34年までの10年間の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（第一次）が定められた。
- ◆ 令和3年には、都道府県等の策定する医療計画等の期間と調和を図る観点から、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の期間を1年延長し、令和5年度までとされた。なお、令和4年度に最終評価が実施された。
- ◆ 令和6年度から令和17年度までの12年間の「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（第二次）は、「歯・口腔の健康づくりプラン」として、歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を定めることとしている。

「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（第二次） （歯・口腔の健康づくりプラン）のスケジュール

- 歯・口腔の健康づくりプランの計画期間については、健康日本21（第三次）をはじめとした他の計画（医療計画、医療費適正化計画等）との計画期間を一致させ、整合性を図るために、令和6年度から令和17年度までの12年間とする。
- 歯・口腔の健康づくりプランの中間評価をプラン開始後6年を目処に、最終評価を同10年を目処に行い、計画期間中に次期（令和18年度開始）の基本的事項の策定のための期間を設ける。
- 歯・口腔の健康づくりプランの評価のためのベースラインはプラン初年度である令和6年度の値とし、目標値は令和14年度として設定する。
- ベースラインの提示・中間評価及び最終評価に必要なデータソースである歯科疾患実態調査は、次期基本的事項の評価実施時期を踏まえ、令和6年度から4年ごとに実施する。



施策名: 生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)パイロット事業	令和7年度補正予算案 8.8億円	医政局歯科保健課 (内線2583)						
① 施策の目的 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診と受診勧奨の主体的な取り組みを支援することによって、生涯を通じた歯科健診の推進に早急に対応する。	② 対策の柱との関係 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">I</td> <td style="padding: 2px 5px;">II</td> <td style="padding: 2px 5px;">III</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;"></td> <td style="padding: 2px 5px; text-align: center;">○</td> <td style="padding: 2px 5px;"></td> </tr> </table>		I	II	III		○	
I	II	III						
	○							
③ 施策の概要 一般健診等と併せて実施、あるいは特定健診結果やレセプトデータによる歯科受療歴等をもとに選定した対象者に対して実施する、簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診と受診勧奨を主体的に行う保険者及び事業主、自治体に対して支援を行う。								
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 1. 生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)パイロット事業(職域等) 【実施主体:保険者、事業主】 2. 生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)パイロット事業(自治体) 【実施主体:政令市、特別区、市町村等】 > いわゆる一般健診等と併せて、簡易な口腔スクリーニングを実施。 > 特定健診結果やレセプトデータによる歯科受療歴等をもとに対象者を選定し、簡易な口腔スクリーニングと受診勧奨を実施。								
スキーム 	イメージ 							
⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む) 【補助内容】人件費、検査分析費など ・ 簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診と受診勧奨の主体的な取り組みを支援することによって、生涯を通じた歯科健診を推進し、広く国民の歯・口腔の健康の保持・増進を図る。								

8020運動・口腔保健推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和8年度当初予算案 11億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物物局所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2025」において「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1/2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

3年度44箇所、4年度45箇所、5年度46箇所、5年度46箇所、6年度46箇所

3. 歯科口腔保健支援事業

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。

- 【実施主体：株式会社等】
- ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
- ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
- ・ セミナー、シンポジウム等の開催等



2. 都道府県等口腔保健推進事業

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】2) I ①～⑤、II ①【補助率：1/2相当定額】

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
 - 【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所、5年度53箇所
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - I 8020運動・オーラルフレイル対策推進事業
 - ① 歯科疾患予防事業
 - ② 歯科健診事業
 - ③ 歯科健診・クリーニング事業
 - ④ 食育等小児口腔機能育成事業
 - ⑤ **オーラルフレイル予防推進事業【新規】**
 - II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業
 - ① 歯科保健医療推進事業
 - ② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業
 - III 調査研究事業
 - ① 歯科口腔保健調査研究事業
 - ② 多職種連携等調査研究事業
 - 【事業実績】I 3年度163箇所、4年度200箇所、5年度388箇所、6年度519箇所
 - II 3年度64箇所、4年度70箇所、5年度65箇所、6年度65箇所



からだの健康、お口から



ホーム

iihaとは

ムービー

コラム

イベント

視聴無料
アーカイブ配信

中学受験直前期のサポート術&口腔ケア

イベント NEW

受験の大先輩佐藤ママがアドバイス！
中学受験直前期のサポート術&口腔ケア

中学受験直前期に親のできるサポート口腔ケアについて、中学受験アドバイザーの佐藤亮子さんと日本歯科医学会会長の小林隆太郎先生が対談されました（司会はフリーアナウンサーの青木源太さん）。

[詳細はこちらから](#)

コラム

自分に合った歯ブラシを選ぶコツ！～みがき方が選択のポイント～

[記事を読む](#)

コラム

「お口の健康を意識した生活」＝「全身の健康を維持する生活」

[記事を読む](#)

コラム

口臭を防ぎたい！
必要な日ごろのケアとは

[記事を読む](#)



歯科健診（検診）の体制

○各ライフステージにおける歯科健診の制度

	健診（検診）	根拠法	実施主体	対象年齢（対象者）	備考
乳幼児	乳幼児歯科健診	母子保健法	市町村	1歳6ヶ月・3歳	◆市町村が実施義務を負う
児童・生徒等	学校歯科健診	学校保健安全法	学校 ※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。	毎学年実施	◆学校が実施義務を負う（※大学を除く）
妊産婦	妊産婦歯科健診	母子保健法	市町村	妊産婦	◆母子保健法に基づき市町村が努力義務で実施 ◆平成10年度から地方交付税措置
574歳	歯周疾患検診	健康増進法	市町村	20、30、40、50、60、70歳	◆健康増進法に基づく健康増進事業として市町村が努力義務で実施 ◆「歯周病検診マニュアル2015」を参考に実施 ◆令和6年度から20、30歳を追加
	労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診	労働安全衛生法	事業者	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者	◆事業者が実施義務を負う
75歳以上	後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療広域連合	後期高齢者	◆後期高齢者医療制度事業費補助金等の補助メニューである ◆「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」（平成30年）を参考に実施

○歯科保健課の予算事業による歯科健診【令和5年度拡充】

◆**歯科健診事業（都道府県等口腔保健推進事業）**：市町村が独自に実施する歯科健診事業を支援

◆**就労世代の歯科健康診査等推進事業**：歯科健診を実施していない事業所や自治体等に対して歯科健診実施等を支援 等

見直しの方向性

- 本マニュアルの主な対象者は、健康増進法に基づく歯周疾患検診（自治体における歯科健診）の計画、準備及び実施に関わる自治体職員であることを前提とし、以下の観点で見直しを行うこととしてはどうか。
- ① 自治体等が受診勧奨や歯科保健指導、普及啓発に活用できるよう、口腔の健康と全身の健康を含め、学術情報を更新し、受診勧奨や歯科保健指導に効果的に取り入れられるようにする。
- ② 歯科専門職以外の職員が検診等を担当することも考慮し、検診等における役割に応じて必要な情報を参照できるように整理する。
- ③ 集団方式と個別方式の特徴や注意点について、感染対策も含め、記載する。
- ④ 検診等の受診率向上のため、具体的な方法（検診等の案内の作成時における留意点、ナッジ理論を使った効果的な案内例等）について記載する。
- ⑤ 他の地域で参考になるような、検診等・歯科保健指導等の好事例と考えられる取組について記載する。
- ⑥ 結果のばらつきを改善するために必要な検診等の準備やキャリブレーション、口腔内診査のポイント、環境整備等について、より具体的な内容を記載する。
- ⑦ PHRもふまえた結果の電子化やデータ管理の重要性、また結果の分析による地域診断、歯科保健施策への活用等について記載する。
- ⑧ 検診等の具体的な実施方法や診断方法について、歯周病専門医以外の歯科医師も理解しやすいよう記載を工夫する。
- ⑨ 本人自身による口腔の健康の気づきや歯科医療機関への受診につながるような、また、歯科専門職以外の者も実施可能な口腔内診査以外の方法についても、自治体等の参考となるよう、記載する。

歯周病検診マニュアル2023 の目次

【歯周病検診マニュアル2023】目次

目次

I	はじめに.....	1
1	歯周病検診の意義.....	1
2	歯周病について.....	2
3	歯周病検診の根拠となる法令と対象.....	7
4	本マニュアルの対象者.....	8
II	歯周病検診の実施方法.....	9
1	歯周病検診実施の流れと関係者の役割.....	9
2	市区町村の歯科保健担当者のための手順.....	11
(1)	歯周病検診実施前の事前計画・準備（歯周病検診実施の体制の選定）.....	11
(2)	受診対象者に向けた歯周病検診の案内.....	11
(3)	歯周病検診準備における留意事項：検診結果の精度向上のための準備.....	22
(4)	歯周病検診準備における留意事項：新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策.....	26
(5)	歯周病検診実施.....	28
(6)	歯周病検診結果の説明と歯科口腔保健指導の場の設定.....	33
(7)	記録の整備等.....	35
3	実際に歯周病検診を行う歯科専門職のための手順.....	43
(1)	問診.....	43
(2)	口腔内検査.....	44
(3)	検診結果の判定.....	52
(4)	検診結果の説明、歯科口腔保健指導及び歯科医療機関への受診勧奨.....	55
(5)	判定に基づく指標.....	56
(6)	市区町村への連絡.....	60
4	民間企業や保険者等における歯科保健の推進.....	61
(1)	歯周病検診等の支援等.....	61
III	関連通知.....	65
1	健康増進法第17条第1項及び第19の2に基づく健康増進事業について.....	65
2	その他参考.....	66
IV	参考文献.....	67

※赤枠は変更または追加した目次項目

2. 歯科医療施策について

(1) 歯科医療提供体制について

- ① 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築に向け、
 - ・ 歯科医療提供体制の構築に向けた協議・検討に基づいた体制整備への支援（歯科医療提供体制構築推進事業）や
 - ・ 各地域の課題解決に向けた具体的な取組への支援（歯科医療提供体制構築支援事業）

で構成される「歯科医療提供体制構築推進・支援事業」について、引き続き必要な経費を令和8年度予算案に計上している。【PI 歯11】

また、「地域拠点病院・地域拠点障害者歯科診療所施設整備事業」において、これまでの病院歯科や地域拠点障害者歯科診療所に加え、へき地や歯科医師が減少し歯科医療機関が不足している地域等の歯科医療提供体制を確保するための支援・調整機能を有する地域拠点歯科診療所（仮称）の施設整備を新規に追加している。【PI 歯11】

各都道府県においては、地域の状況にあわせた歯科医療提供体制の構築に向け、上記事業等を積極的にご活用いただきたい。

さらに、「歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業」において、歯科保健医療データブックの作成を行っており、作成したデータブックを各都道府県・保健所設置市・特別区に配布している。各都道府県等における効果的・効率的な歯科保健医療施策の企画・立案に向けて、本データブックを活用いただきたい。【PI 歯12】

- ② 歯科保健医療を取り巻く状況の変化に対応し、地域において必要な歯科医療を提供できる体制の構築を進めるため、「歯科医療提供体制等に関する検討会」で議論してきたが、令和7年7月に同検討会のもとに「歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ」を新たに設置し、歯科医師の必要数や適切な配置に関する具体の分析等について議論を行っているところ。【PI 歯12】

(2) 歯科衛生士・歯科技工士の人材確保について

① 歯科衛生士について

医療・介護の幅広い分野でニーズが高くなる中、就業率が低い等の課題がある。

厚労省においてはこれまで復職支援の技術修練を行う教育機関等への補助などを行っているところ。【PI 歯12-14】

さらに、現在、「歯科衛生士の業務のあり方等に関する検討会」において、歯科医療の質を確保しながらより効率的に歯科医療を提供できるようにする観点から、歯科衛生士の必要数について検討を行うとともに、歯科衛生士の業務のあり方についても議論を開始したところ。【PI 歯12】

② 歯科技工士について

養成施設・養成施設入学者数の減少により、若手の歯科技工士就業者数が減少するとともに、離職者も多いことから就業率の低下及び高齢化が課題となっている。

厚労省においては、これまで臨床に即した知識・技術を習得するための

技術修練を行う教育機関等への補助などを行っている。【P I 歯 17】

さらに、現在、「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」において、歯科医療の質をさらに向上するための歯科技工士と連携しながら歯科医療を提供できるようにする観点から、歯科技工士の必要数について検討を行うとともに、歯科技工士の業務のあり方や歯科技工を行う場所の考え方についても議論を開始したところ。【P I 歯 17】

③ 人材確保の取組について

都道府県におかれては、地域の状況の把握を含め、歯科衛生士、歯科技工士の人材確保・養成についてご検討いただくとともに、地域医療介護総合確保基金を活用いただくなど、引き続き、歯科衛生士及び歯科技工士の人材確保のための取組をお願いしたい。【P I 歯 18】

(3) 歯科技工所について

① 無届の歯科技工所への対応

無届の歯科技工所において作成された補てつ物等は、衛生上有害なものとなるおそれがあるため、無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないように、これまでも注意喚起等の対応を依頼している（平成 29 年 9 月 7 日付け医政発 0907 第 7 号厚生労働省医政局長通知）。

令和 5 年には、改めて注意喚起等の対応を依頼するとともに、歯科医療機関等において、取引先の歯科技工所が開設の届出を出しているかどうかを的確に識別できるよう、都道府県等において、開設の届出がなされた歯科技工所について、管理番号を付与してホームページに一覧として掲載するよう依頼している（令和 5 年 12 月 11 日付け医政局歯科保健課長通知）【P I 歯 19】

令和 7 年 7 月現在、9 割以上の都道府県等で既に対応をいただいているが、通知に準拠した方法での管理番号の付与は約 5 割にとどまっており、管理番号の付与についてもご対応いただくとともに、すでに廃業している歯科技工所についての実態調査等についても、引き続きお願いをしたい。

また、年度内に歯科技工士法施行規則を改正し、届け出された歯科技工所であることを確実に把握できるよう、

- ・ 開設の届出が行われた歯科技工所に対する番号の付与
- ・ 歯科技工指示書の記載事項を見直し（番号の記載の追加）

を予定している。番号付与に関する対応については、改めて通知等で詳細についてお示しする予定であり、その際にはご対応をお願いしたい。【P I 歯 19】

② 歯科技工について

歯科技工士法第 18 条及び歯科技工士法施行規則第 12 条により、補てつ物等の作成等は歯科医師の指示書に基づき行われなければならないこととされている。歯科医師の指示がない再委託については、歯科医師の指示書に基づかない歯科技工が行われることとなるため認められず、改めて周知の徹底及び遵守の要請をお願いしたい。（平成 23 年 9 月 26 日付け医政局長通知）

(4) 災害時の歯科保健医療提供の体制整備について

災害時の避難生活の長期化に伴う生活環境の変化による口腔内環境の悪化は、栄養状態の悪化等、被災者の全身の健康に影響を与える可能性があることから、被災者に対する口腔の管理の重要性が認識されている。その

ため、各地域においては、災害時における歯科保健医療体制の構築にも取り組まれない。

なお、平成30年度より、厚生労働省では、被災地域において歯科保健医療支援を行うチームを養成するため、歯科医療関係者の養成を行う研修を補助事業（災害歯科保健医療チーム養成支援事業。令和7年度補助先：公益社団法人日本歯科医師会）として支援しており、令和8年度も引き続き支援する予定である（令和8年度より「JDAT 養成支援事業」へ名称変更予定）。

【P I 歯 20】

また、令和7年度補正予算において、災害時をはじめ、受診困難な状況にある者に対して歯科保健医療の提供体制を確保するため、歯科保健医療を提供するために必要な歯科診療器材や車両等の整備、歯科保健医療ニーズの調査・分析や歯科医療提供体制の検討、災害時等の歯科保健医療の提供に必要な知識・技術を習得するための研修等に必要な支援を盛り込んでおり、地域の状況に合わせた体制整備に向け、積極的にご活用いただきたい。【P I 歯 21】

医政局歯科保健課（内線2583）

歯科医療提供体制構築推進・支援事業

令和8年度当初予算案 2.7億円（3.2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆「骨太方針2025」においても、「歯科保健医療提供体制構築の推進・強化に取り組む」との方針が示されている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

① 歯科医療提供体制構築推進事業

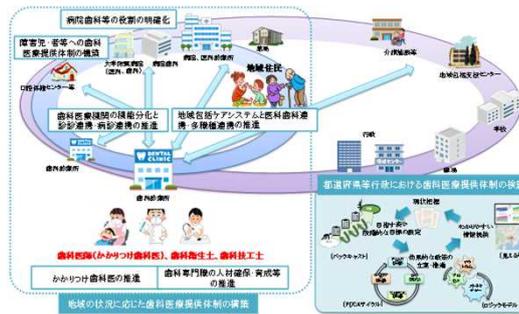
各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けた協議・検討に基づいた体制整備を支援する。

【実施主体】都道府県
【補助率】1/2相当定額

② 歯科医療提供体制構築支援事業

歯科医療提供体制の構築促進のため、各地域の課題解決に向けて具体的な取組を実施する事業を支援する。

【実施主体】都道府県、市町村、地域歯科医師会、大学等
【補助率】1/2相当定額



医政局歯科保健課（内線2583）

地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業（医療提供体制施設整備交付金）

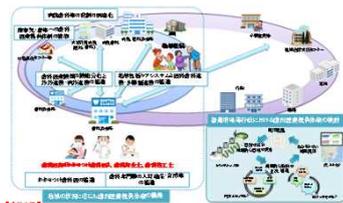
令和8年度当初予算案 63百万円（70百万円）※（）内は前年度当初予算額 【医療提供体制基盤整備費】

1 事業の目的

- 【病院における歯科の設置】
- ◆口腔の管理が誤嚥性肺炎の予防や入院日数の短縮につながる事が報告されるなど、**口腔と全身の関係について広く認識**されている。
 - ◆入院患者等に対する口腔管理を通じた医科歯科連携の多くは、病院勤務や訪問診療を行う歯科医師によって取り込まれているが、全国で歯科を設置する病院（病院歯科）は約2割と少ない。また、病院歯科は、専門性の高い歯科医療の提供や、過疎地域を含め地域の歯科医療機関の後方支援機能等、その果たす役割は大きく、地域の歯科医療提供体制にとって重要であることから、**病院への歯科の設置**を促進し、必要な設備整備を図る。
- 【地域拠点障害者歯科診療所】
- ◆障害者など診療に困難を伴う患者の受入れ体制については十分とはいえない状況にあり、**必要な歯科医療を提供する口腔保健センター等の障害者の歯科診療も対応した拠点診療所の整備**を図る必要がある。
 - ◆整備から年数が経過し、老朽化等により高度化する歯科診療に対応することが困難な拠点歯科診療所が多く見られることから、施設の更新等を行い、障害者などへの歯科医療を確保する。
- 【地域拠点歯科診療所・地域歯科医療支援センター（仮称）】**【新規】**
- ◆へき地や歯科医師が減少している地域等において、当該地域の歯科医療提供体制を確保するために、拠点となる歯科診療所や、歯科診療所の支援を行う機能を有するセンターの設置等が求められる。
 - ◆そのため、拠点となる歯科診療所や地域歯科医療支援センター（仮称）の設置・改修等のための必要な施設整備を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

- 1) 病院歯科への施設整備の支援【実施主体：病院（間接補助）】
補助率：1/2
地域の実情に応じた歯科医療提供体制の構築が求められていることから、地域における歯科保健医療提供の拠点となる**病院歯科を整備**（設置・増改築・改修）する。
- 2) 地域拠点障害者歯科診療所施設整備事業【実施主体：歯科診療所（間接補助）】
補助率：1/2
診療に困難を伴う障害者等の受入れを行う歯科の拠点診療所を整備（設置・増改築・改修）する。
（一般的な歯科疾患を有する患者の診療を行う場合も含む）
- 3) 地域拠点歯科診療所・地域歯科医療支援センター（仮称）【実施主体：歯科医療機関等（間接補助）】**【新規】**
補助率：1/2
地域の拠点となる歯科診療所や地域で必要な歯科専門職の人材確保や連携の支援等の地域の歯科医療機関を支援する地域歯科医療支援センター（仮称）を整備（設置・増改築・改修）する。



歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和8年度当初予算案 52百万円（66百万円）※0内は前年度当初予算額

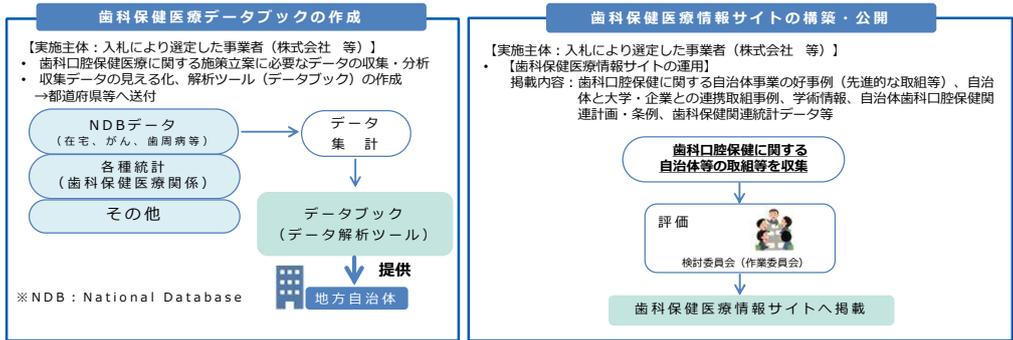
1 事業の目的

- ・ 歯科保健医療に関する地域分析に必要なデータは、様々な統計データの中に分散していたり、NDBの歯科部分の分析はあまり行われておらず、**データ活用・分析が進んでいない。**



令和7年度：引き続き、歯科保健医療データブックの作成するとともに歯科保健医療情報提供サイトを運用

2 事業の概要・スキーム、実施主体



歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ

1 趣旨

- ◆ 少子高齢化による人口構成の変化や歯科疾患の罹患状況の変化、医療や介護等における歯科保健医療に対するニーズの多様化などにより、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。こうした状況に対応するため、地域において必要な歯科保健医療が提供されるよう、歯科医療の質の向上を図るとともに、地域の状況に応じた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆ これらを踏まえ、令和3年2月以降、厚生労働省医政局に設置された「歯科医療提供体制等に関する検討会」において、歯科医療の提供体制の構築等に関して必要な事項について、総合的に議論を行ってきたところである。
- ◆ 同検討会において、個別具体の分析等について議論する場を新たに設けることとされたことから、今般、「歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ」を開催することとする。

2 検討事項

1. 歯科医師の必要数に関すること。
2. 歯科医師の適切な配置に関すること。
3. その他、歯科医療の提供に関すること。

3 構成員

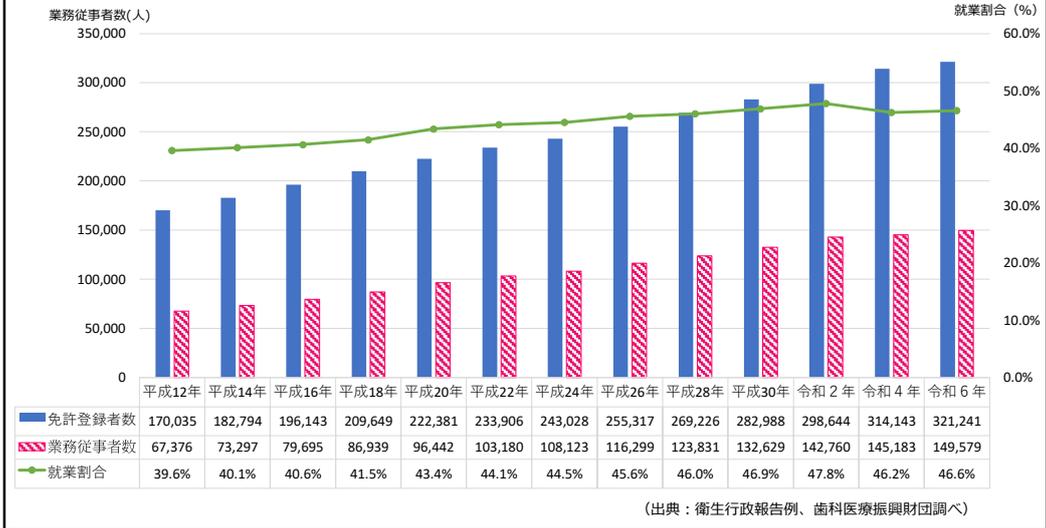
※第5回（令和7年12月19日）開催時

明石 昌也	神戸大学大学院医学研究科外科系講座 口腔外科学分野・教授	福田 英輝	国立保健医療科学院 統括研究官
市川 哲雄	徳島大学 名誉教授	藤井 一維	歯科大学学長・歯学部長会議 常置委員会委員長
岩崎 正則	北海道大学大学院歯学研究院 予防歯科学教室 教授	古屋 純一	昭和医科大学歯学部口腔健康管理学講座 口腔機能管理学部門 教授
小坂 健	東北大学大学院 歯学研究科長	三浦 宏子	北海道医療大学 特任教授
瀬古口精良	公益社団法人日本歯科医師会 副会長		

（座長：小坂健構成員）

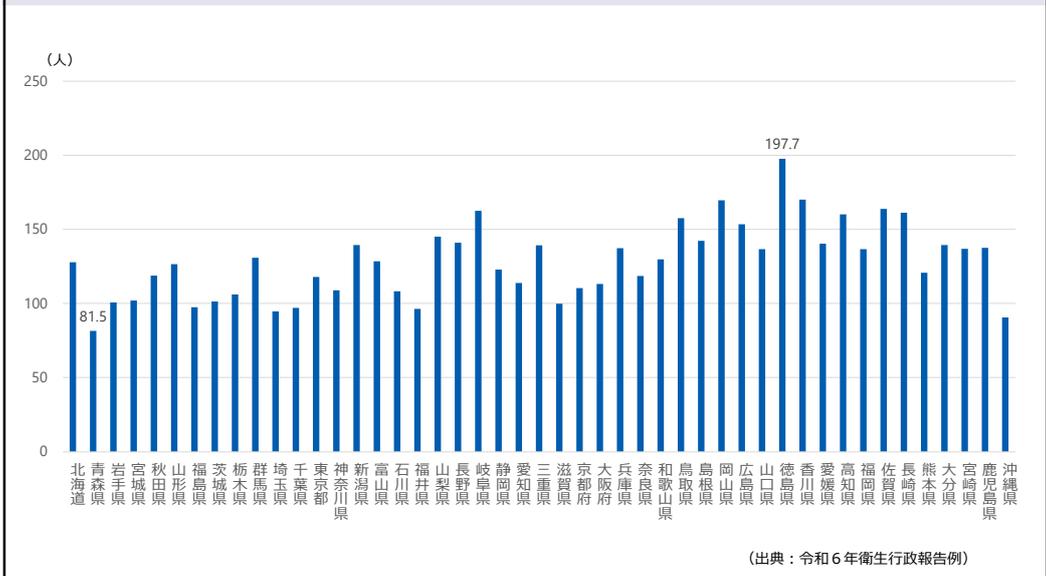
歯科衛生士免許登録者数、就業歯科衛生士数の年次推移

- 令和6年の歯科衛生士免許登録者数は321,241人（対R4年7,098人増）であり、就業歯科衛生士数は149,579人（対R4年4,396人増）である。
- 歯科衛生士免許登録者数のうち就業者の割合（就業割合）は、令和6年では46.6%となっている。



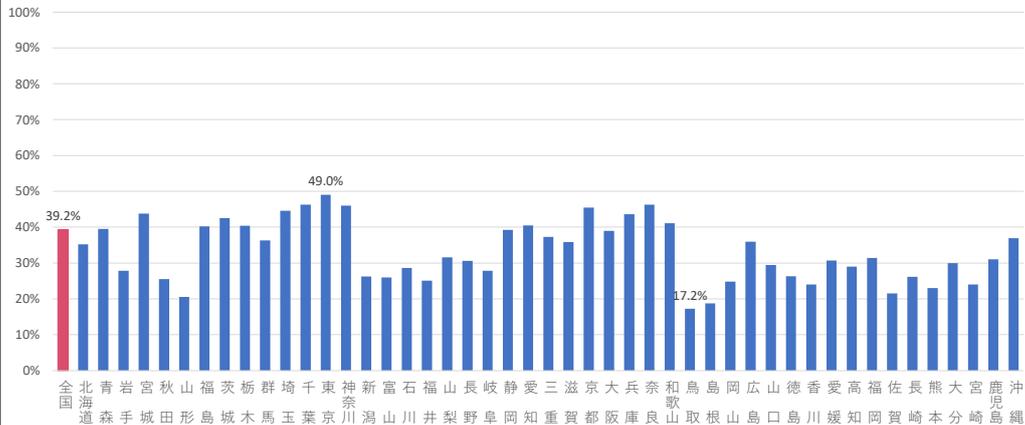
歯科衛生士数（人口10万対就業歯科衛生士数）

- 人口10万対就業歯科衛生士数は地域差があり、最大の県と最少の県で2倍以上の差がある。



歯科衛生士（常勤）の従事者がいない歯科診療所の割合（都道府県別）

- 歯科衛生士（常勤）の従事者がいない歯科診療所の割合は、全国では39.2%である。
- 令和5年の調査では、都道府県別にみると、最も割合が大きい都道府県では49.0%、最も小さい都道府県では17.2%であった。



出典：「令和5年医療施設調査」（医政局歯科保健課による特別集計）
注：従事者数0人の階級には、その職種の従事者数が空欄であった施設数を含む。

歯科衛生士の人材確保実証事業

医政局歯科保健課（内線2583）

（歯科専門職の業務の普及啓発・人材確保推進事業）

令和8年度当初予算案 52百万円（62百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆ 近年、高齢者に対するオーラルフレイル対策や入院患者・要介護高齢者等への口腔管理の重要性が指摘されており、歯科診療所だけでなく、地域の健康づくりなどの場や病院・介護施設等など、医療・介護の幅広い分野で歯科衛生士のニーズが高くなっている。
- ◆ 若い世代の出産や育児等による離職、免許取得者の半数以下の就業率である等、歯科衛生士不足の声が多くあがっており、「骨太の方針2025」においては、「歯科衛生士の離職対策を含む人材確保」が盛り込まれている。
- ◆ そこで、本事業では、これまで実施してきた歯科衛生士技術修練部門運営事業に加え、新たに、就職後も安心して長期の勤務ができるよう、歯科医療機関の管理者に対して働きやすい環境づくりや労務に関する知識・意識向上のための研修を行う。

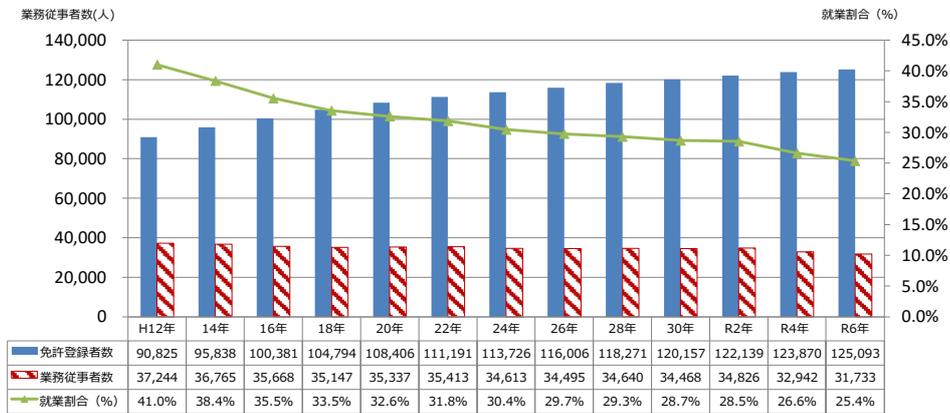
2 事業の概要・スキーム

- （1）歯科医療機関の管理者研修【新規】【実施主体：職能団体等】**
 - ・ 歯科医療機関の管理者に対して働きやすい環境づくりや労務に関する知識・意識向上のための研修を実施
- （2）歯科衛生士技術修練部門運営事業【継続】【実施主体：教育機関等】** 補助率：定額
 - ・ 歯科衛生士の復職支援及び新人歯科衛生士の技術修練を行う教育機関に対し、技術運営の継続的な運営に係る費用を支援する。
 - ・ 歯科衛生士復職支援・離職防止等運営協議会の開催



歯科技工士免許登録者数、業務従事者数の年次推移

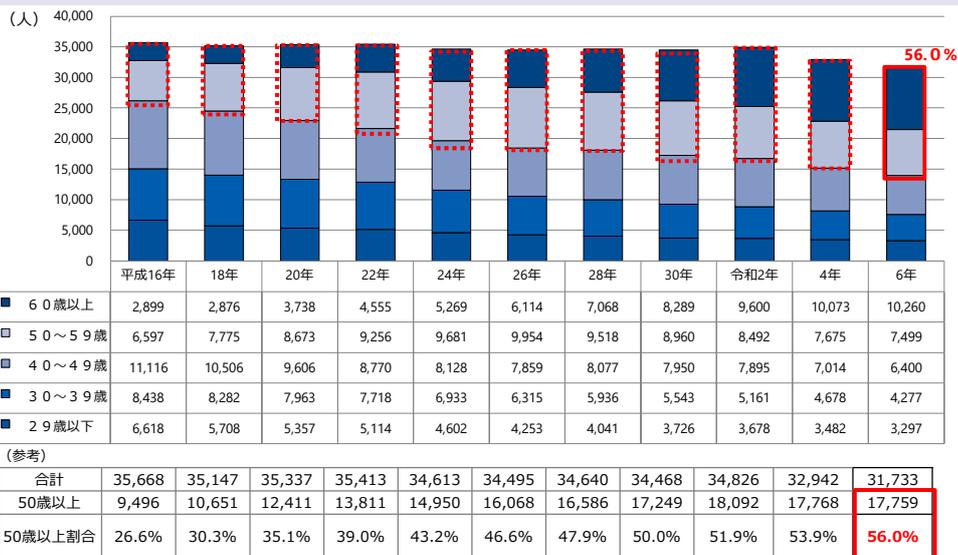
- 令和6年の歯科技工士免許登録者数は125,093人であり、そのうち業務従事者数は31,733人である。
- 免許登録者数に占める業務従事者数の割合（就業割合）は減少傾向であり、令和6年では25.4%である。



(出典：衛生行政報告例、歯科医療振興財団調べ)

就業歯科技工士（年齢階級別）の年次推移

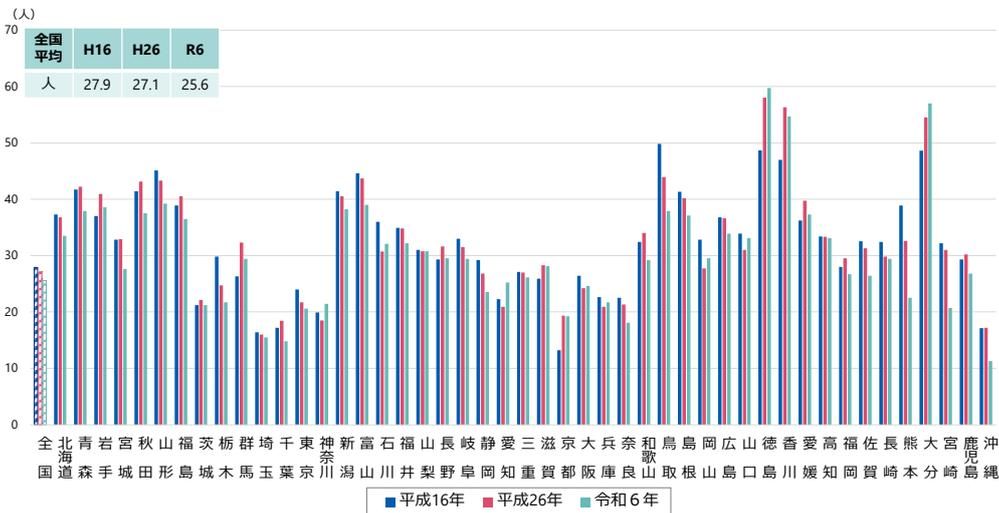
- 就業歯科技工士のうち50歳以上の者が増加しており、令和6年で56.0%となっている。



(出典：衛生行政報告例)

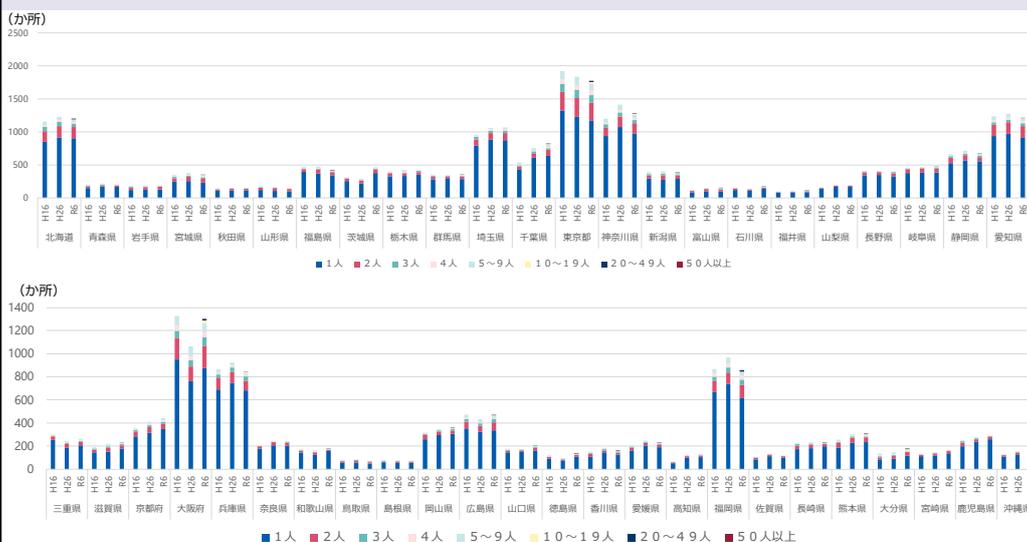
都道府県別（人口10万対）の業務従事者数の年次推移

○ 都道府県別の歯科技工士の業務従事者（人口10万人当たり）は、一部の県で50人を超えているほかは、おおよそ10人～40人当たりで推移している。



都道府県別の歯科技工所数の推移

○ 平成16年、平成26年、令和6年の都道府県別の歯科技工所数をみると、ほぼ横ばいの地域が多いが増加している地域もある。



歯科技工士の人材確保対策事業 (歯科専門職の業務の普及啓発・人材確保推進事業)

医政局歯科保健課 (内線2583)

令和8年度当初予算案 36百万円 (41百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆ 近年、特に若手の歯科技工士の就業者数の減少が問題となる等、歯科技工士の人材の確保が喫緊の課題となっており、「[骨太の方針2025](#)」においても、「[歯科技工士等の離職対策を含む人材確保](#)」、「[歯科領域におけるICTの活用を推進](#)」が盛り込まれた。
- ◆ 本事業では、これまで[歯科技工士の離職防止及び資質向上](#)を目的として、卒後早期の歯科技工士等に対して歯科医療機関等における臨床に即した研修や、歯科技工士養成施設の指導者及び地域で中核を担う研修指導者を対象としたCAD/CAM等のデジタル技術指導のための研修を実施してきた。
- ◆ 今年度の本事業では、引き続き養成施設の指導者及び地域の歯科技工士を対象とした中核を担う研修指導者を対象とした歯科技工士のデジタル技術指導のための研修を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1) 歯科技工士実地研修・技術修練部門の整備・運営事業【実施主体：教育機関、職能団体等】

補助率：定額

歯科技工士が、臨床に即した知識・技術を習得するための研修を実施する際の技術修練等を行う教育機関（歯科技工士学校・養成所等）等に対する[技術修練部門の継続的な運営](#)に係る費用を支援する。

※技術修練部門初年度整備・運営事業については廃止。



2) デジタル技術実地研修事業【実施主体：1)の事業を実施する教育機関、職能団体等】

補助率：定額

養成施設の指導者及び地域の歯科技工士を対象とした[デジタル技術習得のための研修](#)を実施する。

業務効率化・職場環境改善の更なる推進に関する方向性について（案）

令和7年11月25日

第121回社会保障審議会医療部会

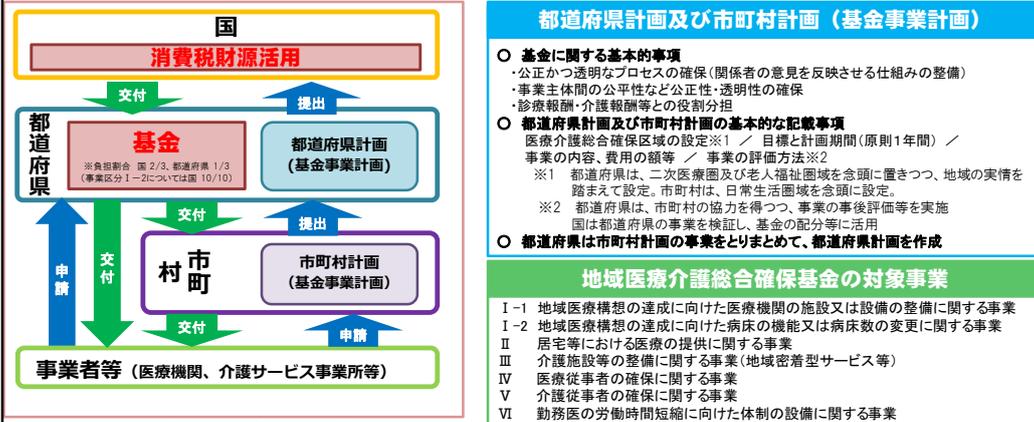
資料2-2

2. タスク・シフト/シェアの推進等、医療従事者の養成体制の確保、医療従事者確保に資する環境整備等について

- 医療機関におけるタスク・シフト/シェアの取組がさらに定着するよう、国等の支援を受けて、医療機関が業務のDX化に取り組む際には、併せてタスク・シフト/シェアの実施や業務プロセス自体の見直しを進めることとしてはどうか。
- 地域において医療関係職種を安定的に確保できるよう、各地域の人口減少の推移や今後の地域医療構想等を踏まえた各医療関係職種の需給状況を見通しつつ、地域や養成校の実情に応じて、遠隔授業の実施やサテライト化の活用などをはじめ、地域における安定的な養成体制を確保するため国・都道府県等が取り組むべき事項について検討を進めることとしてはどうか。
- 医療水準を維持しつつ、より少ない人員でも必要な医療が提供できたり、医療関係職種が意欲・能力やライフコースに合わせた働き方・キャリアの選択が可能となって地域において活躍の場が広がることなどにより、若者・社会人にとって医療関係職種がより魅力あるものとなるよう、その養成課程も含めて、例えば以下の対応を行うこととしてはどうか。
 - ・ 医療関係職種の各資格間において現在でも可能となっている既修単位の履修免除の活用や、養成に係る修業年限の柔軟化など若者・社会人にとっても参入しやすい養成課程となるよう、まずは、課題等を把握し、各職種の状況に応じた支援の在り方を検討することとしてはどうか。
 - ・ 意欲・能力やライフコースに合わせて、更なるキャリア・スキルの向上を目指す者や、育児・介護等の事情を抱えて働く者への支援や、そうした者が地域や職場でより能力を発揮できる環境整備やセカンドキャリアとして働く上でのマネジメントに関するリカレント教育等の在り方について、具体的に検討を進めることとしてはどうか。
 - ・ **歯科衛生士・歯科技工士の業務範囲や、歯科技工の場所の在り方については、現在進めているそれぞれの業務のあり方等に関する検討会において具体的に検討を進めることとしてはどうか。**

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

○地域医療介護総合確保基金における事業例（歯科関連事業のみ抜粋）

事業例	事業の概要
在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。

地域医療介護総合確保基金における歯科医療関係の事業例

II 居宅等における医療（歯科医療）の提供に関する事業

都道府県	事業の概要
青森県	●在宅歯科医療連携室整備事業 在宅歯科医療を推進するため、県歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者に対する歯科診療所の紹介、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出を行う。
愛知県	●在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業 歯科衛生士養成施設などの関係機関・団体と連携し、歯科衛生士の就業支援サイト利用登録（歯科衛生士バンク）の推進、働きやすい職場環境整備に向けた講習会の開催、全身疾患や認知症等を有する在宅療養者に対応できる口腔ケア技術研修を開催する。

IV 医療従事者の確保に関する事業（歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の確保）

都道府県	事業の概要
福島県	●歯科医業承継支援事業 県歯科医師会に歯科医業承継の相談窓口を設置し、承継の達成を目的としたセミナーの開催、県内外への制度周知、承継を希望（譲渡・開業）する歯科医師の相談、マッチング提案等を行い、譲渡を検討する歯科医師と新規開業を検討する歯科医師とのマッチングを支援し、承継による診療所開業のハードルを下げることに寄与することで、県内の歯科医師不足防止を図る。
山梨県	●歯科衛生士修学資金貸付事業 ・歯科衛生士修学資金貸付事業 5年間県内の医療機関で歯科衛生士として勤務することを条件に返還を免除する歯科衛生士修学資金の貸付を行う。 ・新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修 新人歯科衛生士や復職を希望する歯科衛生士有資格者等を対象として技術研修を行う。
三重県	●歯科技工士確保対策・資質向上事業 歯科技工士養成施設の在学者に対して修学資金を貸与することにより、県内への就業の促進を図るとともに、歯科医療安全、技術向上等に関する研修を実施することにより、事業所への定着及び早期離職防止を図る。

歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について（令和5年12月11日付医政局歯科保健課長通知）

背景

- 無届の歯科技工所において作成された補てつ物等は、衛生上有害なものとなるおそれがあるため、無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないよう注意喚起等の対応を依頼（平成29年9月7日付け医政発0907第7号 厚生労働省医政局長通知）
- しかし、いまだ、無届の歯科技工所が存在するとの情報が報告されていることから、無届の歯科技工所に関する情報に接した際には、実態を調査した上、速やかに開設の届出を行うよう指導を徹底し、貴管下の歯科医療機関等が無届の歯科技工所と補てつ物等の作成等について取引を行うことがないよう、改めて注意喚起するとともに、以下の内容を依頼。

通知の内容

- 国民に安心・安全な歯科補てつ物等を提供する観点から、歯科医療機関等が、取引を行う歯科技工所が開設の届出を出しているかどうかを的確に識別できるよう、**都道府県等に対して、届出がなされた歯科技工所について、管理番号を付与してホームページに一覧として掲載するよう依頼。**
- 届出がなされた全国の歯科技工所を確認できるよう令和6年7月（予定）より、**厚生労働省のホームページ上に、各都道府県等のホームページへのリンクを掲載する**予定としているため、それまでの間に対応いただくよう依頼。

【ホームページ等への掲載事項の例】

(1) 管理番号

- <例1> ①都道府県名 + ②保健所名 + ③歯科技工所の番号
- <例2> ①都道府県番号 + ②保健所番号 + ③歯科技工所の番号

(2) 届出歯科技工所名

(3) 歯科技工所の所在地

(4) その他、各保健所で必要とされる事項

<例1>

(1) 管理番号	(2) 届出歯科技工所名	(3) 歯科技工所の所在地	(4) ...
〇〇県 - ×× - 0001	〇〇歯科技工所	××市〇丁目〇番〇号	...
〇〇県 - ×× - 0002	△△デンタルラボトリー	××市△丁目△番△号	...
...

<例2>

(1) 管理番号	(2) 届出歯科技工所名	(3) 歯科技工所の所在地	(4) ...
01-003-0001	〇〇歯科技工所	××市〇丁目〇番〇号	...
01-003-0002	△△デンタルラボトリー	××市△丁目△番△号	...
...

HP掲載

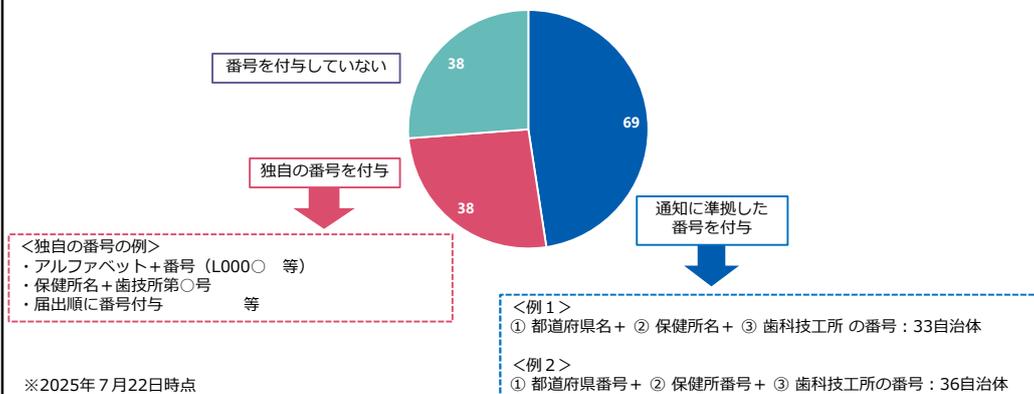
- 令和6年7月に、厚生労働省のホームページ上に、各都道府県等のホームページのリンクを掲載 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505_00005.html

管理番号の付与方法の状況

- ホームページ等への掲載事項のうち「管理番号」について、通知に準拠した番号を付与している自治体は145自治体のうち69自治体であった。
- 通知に準拠した番号の内訳として、通知に記載している<例1>、<例2>の方法で付与している自治体がそれぞれ33自治体、36自治体であった。

<管理番号の掲載状況>

(掲載済みの145自治体)



※2025年7月22日時点
出典：医政局歯科保健課調べ

医政局歯科保健課（内線2583）

拡充 JDAT養成支援事業

令和8年度当初予算案 6百万円（5百万円）※0内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害発生直後から被災地の歯科保健医療提供能力が回復するまでの間に切れ目のない歯科保健医療支援を行うため、JDAT（日本災害歯科支援チーム）を構成する歯科医療関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、業務調整員等）の養成及び当該チームの活動に必要な研修を支援する。
- JDATは、令和6年能登半島地震においてははじめて活動を開始したところであり、本事業は引き続き、JDATを構成する歯科医療関係者の養成を行うとともに、令和8年度は能登半島地震での活動等を踏まえ研修内容の見直しや各地域で実施するJDATの構成員等を養成する研修をさらに拡充する。

2 事業の概要

- 災害時にJDATを構成する歯科医療関係者の養成のための研修を行う。
適宜、研修の実施に必要な標準的なテキストを見直す。

<受講対象者>

災害時に、歯科医療機関及び避難所等において歯科保健医療支援に関わる次のいずれかに該当する者

- ・ JDATの活動の調整を行う歯科医師
- ・ JDATを構成する歯科医療関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、業務調整員等）
- ・ 都道府県の災害時歯科保健医療関係部局の担当者
- ・ その他必要に応じて、災害時の歯科保健医療に携わる歯科医療関係者（JDATと連携が想定される病院の歯科医師等）

<研修内容>

災害時に歯科保健医療支援を行う能力の向上を図るために実施する講義及び演習等

- ・ 災害時（主に急性期以降）の歯科保健活動（避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動、要援護者に対する口腔管理や啓発活動等）やJDATの役割（JDATの各構成員の役割も含む）・活動に関すること
- ・ 被災した高齢者を対象とした口腔管理に関すること【新規】
- ・ 災害対策に係る歯科保健医療活動以外の保健医療活動を行うチームとの役割分担・連携等に関すること
- ・ 災害時の歯科保健活動以外の歯科医療活動（応急歯科治療、遺体の身元確認等）に関すること
- ・ 各地域におけるJDATの養成に関すること

- 上記研修を受講した歯科医療関係者等を中心に実施する、各都道府県で開催する研修会への支援【新規】

3 実施主体等

公益社団法人 日本歯科医師会（名宛て）

JDAT (Japan Dental Alliance Team: 日本災害歯科支援チーム)について

○ 災害発生後おおむね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としている。

チーム構成

○日本災害歯科保健医療連絡協議会(※)が出動要請した歯科支援チームであり、歯科医師を含む職種により構成される。

○被災地域のインフラや保健医療社会資源の状況によって、派遣チームにおける適切な構成職種は異なり、時期に応じた要望にあわせての調整が行われる。

【チーム構成例】

- ・ 歯科医師2名、事務職1名
- ・ 歯科医師1名、歯科衛生士2名
- ・ 歯科医師1名、歯科衛生士2名、歯科技工士1名、事務職1名

(※) 大規模災害時等における体制の確立に向けて歯科関係団体同士が有機的に連携して認識の共有を図り、もって各団体が共通認識の下に、被災地の歯科医療救護や被災者の歯科支援活動を迅速に効率よく行うことを目的に設置されたもの。

事務局は公益社団法人日本歯科医師会に置かれており、日本歯科医師会のほか、

- ・ 都道府県歯科医師会
- ・ 公益社団法人日本歯科衛生士会
- ・ 公益社団法人日本歯科技工士会
- ・ 全国行政歯科技術連絡会
- ・ 一般社団法人日本私立歯科大学協会
- ・ 国公立大学歯学部長・歯学部附属病院院長会議

等で構成されている。

災害時の歯科対応・歯科支援チームと役割の推移

超急性期 → 急性期 → 亜急性期 → 慢性期

歯科のフェーズ: 歯科支援開始 → 医療ニーズから保健フェーズへ → 全診療所再開 仮設診療所開設

被災地での歯科対応: 応急歯科診療 → 口腔衛生管理、歯科保健指導 → 災害関連疾病(誤嚥性肺炎)予防

地域医療の再生: 地域歯科保健の再構築

歯科支援チーム: 被災地JDAT → 支援JDAT → 支援JDAT → 支援JDAT → 地域JDAT

外部支援業務役割: 初動時「評価と仕組み作り」 → 活動期「地域・多職種連携」 → 撤収時期「引き継ぎと地域での継続」

出典：日本歯科医師会 ホームページ
JDAT活動要領（公益社団法人日本歯科医師会、日本災害歯科保健医療連絡協議会）

① 施策の目的

- 令和6年能登半島地震において、JDAT(日本災害歯科支援チーム)による被災者への歯科医療の提供や口腔管理の支援が行われ、災害時の歯科保健医療の重要性が示された。
- 「骨太方針2025」においても、災害時における「歯科巡回診療」等の推進による医療の継続性確保に取り組む旨が明記され、今後発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震に備え、災害時の歯科保健医療の体制整備は喫緊の課題となっている。
- 一方、歯科巡回診療車での診療は、狭い空間で限られた器具を用いて歯科医療を提供するため、安全に効率的に治療を行うために、必要な知識や技術が求められることから、対応できる歯科専門職を増やすためには人材育成が必要である。
- また、災害時に歯科巡回診療を円滑に実施するためのチームの構築等の体制整備は、居宅や障がい者施設、無歯科医地区等歯科医師が減少している地域等の受診が困難な患者に対して、歯科巡回診療や訪問歯科診療を実施する際にも応用することができる。
- 本事業では、災害時をはじめ、受診困難な状況にある者に対して歯科保健医療提供体制を確保するため、歯科診療器材等の整備を行うとともに、歯科巡回診療車を活用した提供体制の検証等のモデル事業を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
	○	



(参考：石川県歯科医師会HP)



③④ 施策の概要、施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 災害時に避難所等において歯科医療や口腔管理等の歯科保健医療活動の実施に必要な車両及びポータブルユニット(携帯型歯科用ユニット)等の診療に必要な器具・器材の整備を支援。
- また、整備した車両や歯科診療器材等については、歯科医師が減少している地域等への歯科巡回診療等にも活用。

<車両(例)>

- ・ 歯科医療機器等を搬送する移動車
- ・ 歯科巡回診療車

<歯科診療器材等(例)>

- ・ ポータブルユニット
- ・ ポータブルレントゲン
- ・ オートクレープ
- ・ 浄水装置
- ・ 発電機

- ※ 歯科巡回診療車の整備については、以下の要件を満たすものとし、モデル的に実施。
- ・ 災害時において、JDATとして、他都道府県への支援を行える体制を整備していること
 - ・ 近隣都道府県において、歯科巡回診療車が、原則整備されていないこと
 - ・ 災害医療(歯科保健医療)に関する協議会等において、定期的に災害医療(歯科保健医療)に関する検討を行っていること

- 災害時等の歯科保健医療の提供に必要な知識・技術を習得するため、各地域のチーム養成や災害時等に対応可能な歯科衛生士を養成する研修を支援。
- 無歯科医地区等歯科医師の減少地域など、歯科巡回診療や巡回歯科健診等のニーズの調査・分析、及び提供体制の検討を支援。

【実施主体：都道府県(都道府県において補助対象先を決定)】



(ポータブルユニット)

(ポータブルレントゲン)

(参考：DENTAPAC KOKOROリーフレット)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 補正予算成立後、速やかに実施要綱等を発出し、都道府県へ交付
- 災害時に備え、円滑に歯科専門職を被災地に派遣できるようにするとともに、災害時の歯科医療提供体制の特性を活かし、全ての都道府県において歯科医療を提供できる体制を整備